

令和6年度
開始

公共施設に愛称がつきます

ネーミングライツ 事業を導入します

市では、来年度からネーミングライツ事業を導入します。現在、15施設のネーミングライツ事業者を募集中です。

ネーミングライツ事業とは？

民間企業などの事業者に、市の施設やイベントの愛称を付ける権利（ネーミングライツ）を購入してもらう事業です。



ネーミングライツのメリット



坂東市

命名権料を財源とすることで、**施設等の管理・運営を充実**させることができます。



事業者

企業等の**宣伝効果とイメージアップ**が期待できます。



市民の皆さん

魅力が向上した施設を利用することができます。

ネーミングライツ事業者募集施設

◎スポーツ施設（6施設）

坂東市総合体育館、坂東市緑のスポーツ広場、猿島球場、坂東市猿島体育館、坂東市猿島武道館、坂東市グラウンドゴルフ場

◎公園（7施設）

前山公園、坂東インターあさひヶ丘公園、坂東インターみはらしヶ丘公園、坂東インター西公園、坂東インター東1号公園、坂東インター東2号公園、坂東インター中央公園・坂東インター南公園※

※中央公園と南公園は、あわせて1施設として募集します。

前山公園を除く6施設は、坂東インター工業団地内の公園施設です。

◎公民館等（2施設）

坂東市立岩井公民館、坂東市市民研修所

募集期限

令和6年

1月15日

（月）

◆多くの事業者の皆さんからの応募をお待ちしています。詳細については、市ホームページをご覧ください。

☎企画課 ☎0297(21)2181

市ホームページは
こちらから

